

環境影響評価調査計画書審査意見書

「町田市資源循環型施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：町田市
代表者：町田市長 石阪 丈一
所在地：東京都町田市森野二丁目2番22号
- 対象事業の名称及び種類
名称：町田市資源循環型施設整備事業
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都町田市下小山田町3160番地

第2 意見

【大気汚染】

施設の稼働に伴う大気の影響について、新たにバイオガスによる発電設備等を設置するとしていることから、これらに伴う周辺環境への影響を明らか

にした上で、必要に応じて予測・評価すること。

【悪臭】

悪臭の予測について、類似事例の調査結果と悪臭防止対策を本事業と比較する方法としているが、本事業では新たにバイオガス化施設を設置することから、本事業との類似性について明らかにした上で、予測・評価すること。

【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音について、建替え後の焼却施設等の処理能力や機器構成は、既存施設より小さい又は大きな差異がないことから、計画地周辺に影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、現在のところ誘引送風機等の諸元が不明確であるため、今後、これらの施設の諸元が明らかになった段階で、必要に応じて予測・評価の項目に選定すること。

【水質汚濁】

計画地は鶴見川流域内であることから、現況調査において計画地近傍の鶴見川の水質調査結果を含めること。

【土壌汚染】

計画施設の一部は地下15mに及ぶことから、現況調査の地下水調査において汚染が確認された場合には、関連施設近傍における土壌のボーリング調査の実施について検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。